

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菊池 孝君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第1、議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うもので、職員の深夜勤務等の制限の対象となる子の範囲を拡大し、要介護者を介護する職員の時間外勤務の制限について定め、介護休暇を分割して取得することができることとし、並びに介護時間制度を新設しようとするものであります。

今回の改正は、施行期日の違いから大きく第1条と第2条に分けてあります。

以下、改正条文で説明をいたします。

まず、1 ページ目、第1条の改正についてであります。第8条の2は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定するものであります。第1項の改正は、その制限の対象となる小学校就学の始期に達するまでの子の範囲を拡大しようとするもので、具体的には職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、それから里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、そしてその他これに準ずるものとして規則で定める子について、その範囲に加えるものであります。

2 ページにかけての第4項は、第1項の規定を要介護者を介護する職員に準用する場合の読みかえ規定であります。文言の整理と第1項と同様の子の範囲の拡大であります。

2 ページの第11条は、休暇の種類であります。介護時間を加えるものであります。

第15条は介護休暇の規定であります。要介護者という文言の整理と、指定期間内において職員が介護休暇を分割して取得できるようにする規定を加えるもので、指定期間は1つの要介護状態ごとに3回以内かつ通算して6月の範囲内の期間とするものであります。

第15条の2は、介護時間の規定を追加するものであります。第1項は職員が介護のため勤務しないことが相当であると認める場合において、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部について介護時間を取得することができるようにするもので、3ページの第2項は、1日につき2時間以内の範囲であること、第3項は、介護休暇の無休として給与額を減額する規定を介護時間にも準用することをそれぞれ定めるものであります。

第16条は、休暇の承認の規定に介護時間を加えるものであります。

次に、第2条の改正についてであります。第8条の2は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定であります。第1項及び4ページにかけての第4項の改正は、児童福祉法が改正され養子縁組里親が定義づけされたことに伴う文言の整理であります。

附則であります。第1項は施行期日を定めるもので、第1条の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は経過措置の規定で、改正の日介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものについても、改正の日以後に残余の期間を分割して取得できるようにしようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

公務員については、労働基本権制約の代償措置として給与勧告制度が設けられており、本町においても、これまでその勧告に準じて給与改正を行ってきたところであります。

岩手県人事委員会は、平成28年10月17日に平成28年度の勧告を行ったところであり、県では、現在開会中の県議会12月定例会に係る関係条例の改正案を提案しておりますが、本町としても、その勧告に準じて本条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正は大きく第1条と第2条に分けてあり、第1条においては平成28年度分の改定であり、第2条においては平成29年度以降に適用する改定であります。

以下、改正条文で説明をいたします。

まず、1ページ目、第1条の改定についてであります。第21条第2項の本文は、文言の整理と、第1号は、平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の77.5から100分の92.5に引き上げるもので、第2号は、同様に再任用職員の支給割合を100分の37.5から100分の42.5に引き上げるものであります。

別表第1は行政職給料表の改定で、1ページから5ページ目まで続いております。5ページの別表第2は医療職給料表の改定で、アの栄養士に適用する医療職給料表(1)は9ページまで、イの保健師に適用する医療職給料表(2)は9ページから14ページまでであります。

次に、14ページ、大きな第2条の改正についてであります。第9条は、扶養手当を定めるもので、第2項は扶養親族の規定であります。第2号の子及び孫の規定のうち、孫の規定について第3号として分離し、第3号から第5号は、第4号から第6号にそれぞれ繰り下げるもので、それに伴い本文もあわせて改正するものであります。

第3項は扶養手当の月額の規定であります。これまでの配偶者は1万3,000円、子や父母等は6,500円、ただし配偶者のない場合は、そのうちの1人については1万1,000円とされていた支給額を、子については1人につき1万円に、配偶者や孫、父母等については6,500円に改めようとするものであります。

15ページから16ページの第10条は、扶養手当の支給要件などの規定であります。第9条の改正に伴う条文の整理と文言の整理であります。

16ページ、第21条第2項第1号は、平成29年度以降の勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の85に引き下げるものであります。年間の支給割合は平成28年度と同様の100分の170とするものであります。

第3項は、同様に再任用職員の支給割合を100分の42.5から100分の40に引き下げるものであります。

附則であります。第1項及び第2項は施行期日等を定めるもので、第1条の規定は公布の日から、第2条及び附則第5項の規定は平成29年4月1日から施行しようとするものであ

ります。

ただし、第1条に規定する給料表の改定は平成28年4月1日に、勤勉手当の改定は平成28年12月1日に、それぞれさかのぼって適用しようとするものであります。

第3項は適用日前の異動者の号給の調整で、第4項は改正前に支給された給与について内払とみなすことを定めるもので、第5項は扶養手当に関する特例を定めるもので、第9条及び第10条の改定は平成31年度からとし、29年度及び30年度については改定額を緩和する2段階の改定とすることを定めるものであります。

第6項は施行に関し必要な事項は規則で定めることの、規則への委任の規定であります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） ただいま提案になった条例に関しては異論はないのでありますけれども、町職員で役場で働いている職員には、一般職のほかに臨時とか嘱託という、とりわけ保育士とか保健福祉にかかわる職場で働いている方々もあります。その方々の雇用条件の待遇改善についてはどのようにしていくかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） お答えをいたします。

今年度、岩手県の最低賃金も引き上がったというようなこともありますし、毎年のごとであります。予算編成の中で新年度の賃金単価あるいは報酬単価の見直しを行っているところであり、来年度に向けてもその作業を行っているところでございます。

○議長（菊池 孝君） そのほかないですか。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

町長及び副町長の期末手当支給割合につきましては、これまで給与勧告の趣旨に沿って取り扱いをしてきたところであり、今般の一般職の職員の勤勉手当の引き上げの例に準ずるとともに、県の特別職の給与改定の例に準じて期末手当支給割合を年間3.10月分から0.15月分引き上げ、年間3.25月分とするものであります。

今回の改正は大きく第1条と第2条に分けてあり、第1条においては平成28年度分の改定であり、第2条においては平成29年度以降に適用する改定であります。

以下、改正条文で説明をいたします。

第1条は平成28年12月期の期末手当の支給割合の改定で、第3条第2項は、期末手当の支給割合を100分の155から100分の170に引き上げるものであります。

第2条は平成29年度以降に適用する改定で、第3条第2項は、6月期の期末手当の支給割合を100分の155から100分の7.5引き上げ、100分の162.5に、12月期の期末手当の支給割合を100分の170から100分の7.5引き下げ、100分の162.5にそれぞれ改定しようとするもので

あります。

附則であります、第1項及び第2項は施行期日等を定めるもので、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、第1条に規定する期末手当の改定は平成28年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。

第3項は、改正前に支給された給与について内払とみなすことを定めるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例を議題と

します。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることができることとされたことから、所要の改正をしようとするものです。

新旧対照表により説明いたします。

平成29年度における保険料率の特例として、附則に1条を加え第7条とし、介護保険料の段階の判定に関する基準として改正施行令第19条を適用するものです。

附則は施行期日を定め、平成29年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され

ました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,764万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ54億6,207万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明をいたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入をごらんください。

歳入についてご説明いたします。

13款国庫支出金51万円の増は、循環型社会形成推進交付金の増によるものであります。

14款県支出金1,273万7,000円の減は、平成28年台風第10号に係る被災者生活再建支援金支給補助金35万円、浄化槽設置整備事業費補助金51万円、機構集積協力金交付事業補助金56万2,000円、森林病虫害等駆除事業費補助金253万2,000円の増、地域経営推進費46万9,000円、森林環境保全直接支援事業費補助金1,633万8,000円の減が主なものであります。

17款繰入金2,980万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

19款諸収入6万9,000円の増は、農業者年金業務委託金の増によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出をごらんください。

1款議会費18万9,000円の増は、職員手当等15万9,000円の増が主なものであります。

2款総務費1,334万8,000円の増は、職員給料26万3,000円、職員手当等442万6,000円、職員共済組合負担金46万5,000円、郵便料107万円、応急仮設住宅火石団地道路舗装及び排水管

撤去工事653万2,000円の増が主なものであります。

3 款民生費489万円1,000円の増は、職員給料22万3,000円、職員手当等176万7,000円、交通安全施設設置工事費182万8,000円、国民年金事務費過年度交付金返還金41万6,000円、平成28年台風第10号に係る被災者生活再建支援金35万円の増が主なものであります。

4 款衛生費352万1,000円の増は、職員手当等122万2,000円、浄化槽設置整備事業費補助金219万8,000円の増が主なものであります。

6 款農林業費1,247万円3,000円の減は、職員手当等215万9,000円、機構集積協力金56万円3,000円、森林病虫害等駆除委託料544万6,000円、F S C - C O C 認証普及促進事業費補助金300万円の増、森林環境保全直接支援事業委託料2,421万7,000円の減が主なものであります。

7 款商工費18万9,000円の増は、職員手当等17万7,000円の増が主なものであります。

8 款土木費118万9,000円の増は、職員手当等109万円の増が主なものであります。

9 款消防費 1 万5,000円の増は、プロポーザル選定委員会等委員報償費の増によるものであります。

10 款教育費669万4,000円の増は、職員手当等97万円、学校施設備品購入費526万4,000円の増が主なものであります。

12 款公債費 2 万2,000円の増は、減税補てん債元金償還金の増によるものであります。

14 款予備費 5 万7,000円の増は、予算調整によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

3 番、瀧本正徳君。

○3 番（瀧本正徳君） 3 点についてお伺いします。

7 ページの部分ですが、14 款の県支出金の 4 目の農林業費県の補助金の分の 2 節の林業補助金で、森林病虫害等駆除事業費補助金ということです。ふえていますが、いろんな害虫等々の予防費だと思いますが、今どういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。ふえた理由も含めてお願いしたいと思います。

それから、2 つ目は12 ページ、6 款 2 項、それから 2 目の認証にかかわる 300 万ということですね、大変、F S C - C O C、いい響きなんで、この具体的な部分の、年度当初に予算なかった部分が待ちに待って出てきたのかなという気もするんですが、その部分についても

説明をいただきたいというふうに思います。

それから、13ページの教育費、事務局費の中の委託料、ストレスチェック委託料とあります。金額は小さいわけなんですけど、ちょっと内容を、何でこれが出てきたのかも含めて内容を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） まずは、森林病虫害の部分についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成25年度からこの事業を実施してきておりますが、年々増加をしてきているという状況にあります。ただ、町としましても、それを全て駆除して、森林病虫害をなくしてしまいたいということで、振興センターのほうと協力しながら現在も進めてきているところであります。今後におきましても、全量をなくしてしまうという方向で進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、COCの関係でございますけれども、このCOCの事業につきましては、認証材の利用拡大を図るために町内の林業関係事業所がCOCに取り組む場合に、その審査に係る部分に補助を出したいというふうに思っています。補助率は当面5年間は10分の10ということで考えてございます。

このタイミングということでございますが、各事業所はその取引の部分があります。営業の部分がありますが、具体的には申し上げられませんが、その部分で複数の動きが出てきているということで、29年度の当初予算ということではなくて、タイミングがありますので、今回、補正をさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 私のほうからは、教職員のストレスチェックの部分についてお答えをさせていただきます。

教職員につきましては、心身ともに健康を維持し、意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動に取り組むという必要があるという部分で、教職員が自分のストレスの状態を知ると。それから適切なセルフケアを行うことができるようにする。また、校長とか副校長の管理、監督者が教職員のストレス状況を把握して、学校職場におけるメンタルヘルスケアを支援するという部分が重要であるということから、予算措置をさせていただくものでございます。

内容につきましては、教職員のそれぞれが行うストレスチェック、それからストレスチェ

ックの結果、高ストレスという部分で判断をされたものに対する医師の面接、それから個人のストレスチェック評価結果の報告書の作成、高ストレス者リストの作成とその報告書と作成に係る委託料ということでございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 松くい虫対策は、ぜひとも手を抜かないで、我々も一林家として、やはり目を光らせながら組みたいと思いますので、そういう点でのバックアップはお願いしておきたいなというふうに思います。

それから、認証林、COCにかかわる部分は、何回も言っていますが、すごく大切なことなので、今、事業所等は、明かせないが複数あるということを大変喜んでおりますので、ぜひとも、金額も含めて何とか実現するような形の取り組みをやっていくべきだなというふうに思っています。

それから、ストレスチェックについては、そのとおりでいいんですが、現在のところは先生方で病んでいるということはないですよ。そこだけ確認したいと思います。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 教職員、大変超過勤務が多いとか、あるいは困難な課題解決に当たるとか、大変ストレスがたまる業務に当たっていただいているわけですが、本町におきましては、現在その予備軍も合わせて1人もいないという状況でございます。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、2点お伺いさせていただきます。

1点目は、9ページの2款総務費の5目の財産管理費の中の応急仮設住宅の火石団地における道路舗装撤去工事、給排水の撤去工事が計上になっております。歳入のところで財源が何か確認できなかったもので、財源を何に充てているかお伺いします。

2つ目は、10ページの3款民生費の5目の交通安全対策費で、交通安全施設設置工事費が計上になっております。工事の内容等、場所はどこかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 私からは1点目の応急仮設住宅火石団地に係る道路舗装撤去工事及び地中給排水管撤去工事についてであります。財源につきましては、国道340号の改良に伴うものでございますので、県からの補償費を予定してございます。ただし、その額が確

定してございませんでしたので、今回は歳入の計上は見送ったものでありますが、時期はずれですが3月補正で財源は計上したいというふうに考えてございます。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課課長補佐、水野豊君。

○町民生活課長補佐（水野 豊君） 2点目の交通安全施設設置工事費の場所ございますけれども、来年度より役場周辺を含む川向地区に気仙地域初のゾーン30、30キロ速度規制区域が設けられることになっております。これによりまして、道路標示9カ所、それから歩道の切り下げ1カ所の工事を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 仮設住宅の関係で、この火石団地については用地補償費を見込むということでありまして、今回、住宅の払い下げをしましたら、その応募の内容等、新聞でも公表されておるわけでありまして、撤去費の補償の関係と払い下げの関係の相関関係、その辺のところはどのような取り扱いになっているかお伺いいたします。

それから、交通安全施設の設置工事費では、川向地域のゾーン30に絡んでということですが、今回、住民との懇談会の中で、役場庁舎からの歩道に出入りする安全帯の設置が危惧される意見もありました。今回のゾーン30の設置とあわせてその辺も一緒に取り組んだらと思われるわけですが、簡単に言えば、横断歩道の設置ということですが、あわせてその辺の点検がなされているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 1点目の仮設住宅の補償、それから今回の払い下げの関係のご質問ですが、実は、その辺が県のほうと詰まっていなかったため、今回歳入計上がなされなかったということでありまして、町単独で仮設住宅を建てて、それなりの経費はかかっておりましたので、ある程度の県からの補償はいただけるものというふうに考えてございますが、現在、県と交渉中であります。

それとは別に、更地にして県に引き渡す必要があるということなので、今回払い下げを行っているというところでございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長補佐、水野豊君。

○町民生活課長補佐（水野 豊君） 横断歩道の設置でございますけれども、ただいま新消防署の設置計画もございまして、歩道の設置も検討したところでございますけれども、それら

の絡みもありまして、設置箇所を特定するに至らないというふうなことでありますので、今後その辺も含めまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 3点お伺いをいたします。

まず1点は、今の交通安全施設設置についてでございますけれども、新庁舎、この川向の役場周辺ということで設置でございますが、上有住地区にあっても、有住小学校、有住中学校、有住保育園とか地区公民館があります。あそこの町道のところ、そちらのほうもゾーン30の指定に当たるんじゃないかなというふうに考えておりますが、今後の検討といいますか、そういうふうな見通しはいかがなものでしょうか。

それから、11ページの3款民生費、1目の災害救助費の台風10号に係る被災者生活再建についてかかわってお伺いをいたします。

町のほうでは、被災者支援ということで住宅リフォーム資金の活用であるとか水道料の減免をしていただきました。他の自治体を見ますと、例えば久慈広域連合さんを見ますと、台風被災者の高齢者対象に介護保険料の減免とか、そういうこともやっております。例えば今回は下水道がない地区であったからそうですけれども、例えば、これ、世田米のほうの下水道地区で起こった場合は、上水道と下水道とはリンクしておりますので、下水道の料金についてもそういう減免処置をとっているというふうな動きがあります。そちらのほうをどのような形で今後見ていくかお伺いをいたします。

それから3点目ですが、12ページの、先ほど3番議員のほうからも出ましたが、F S CのC O C認証にかかわってですが、30万、今回予算措置なわけですけれども、町内に複数の会社の動きがあるということで、大変喜ばしいことではありますが、これの30万の取得費の内訳というのがどのようなものになっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長補佐、水野豊君。

○町民生活課長補佐（水野 豊君） 上有住小学校地区にゾーン30の設置ということでございますが、ゾーン30自体は気仙管内で初めてということで、住田町でどこか1カ所というふうな申し出ありまして、川向地区に設定をしたところでございます。

上有住地区につきましても、何か機会がありましたら、交通安全対策協議会等で協議を重ねながら、設置について今後検討してまいりたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 減免の関係であります。

町長が一般質問の際にもお答え申し上げましたけれども、被災の状況等を鑑みながら、その都度、先例あるいは他自治体の事例等を踏まえて、あとは条例に従って減免するかどうかというのをその都度決めていければなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） C O Cの関係でございますけれども、一応、実際に審査にかかる費用というのは、かかっても30万から40万というふうに捉えているところであります。今回は1事業者当たり一応50万を見させていただいておりますので、一応6事業所ということで見えてはおります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 交通安全施設ということで、ゾーン30にかかわってでございますが、気仙管内では今回初めてということで、町内の川向地区に設定したということで、それはまずよろしいかなと思います。

上有住地区についても今後検討するということですが、もし上有住地区で難しいということ、もしありましたら、例えば今、滝観洞インターチェンジを使用して釜石大槌方面の復興のダンプトラックとかグリーンセンターを利用する大型車が、かなりたくさん台数が今走っているんです。その方々の大型車が有住小学校とかの前を、町道を通っているというのが現実なんです。特にもう危ないなというふうに地区の人たちも思っておりますので、もしこれは、ゾーン30がどうしてもなかなか住田町のほうにもう一カ所来ないというのであれば、車両の通行規制、例えば大型車、中型車は進入禁止ですと。公共交通機関を除くというふうな形で、そういうふうな考えもあろうかと思っておりますので、交通安全協会さんとか教育委員会とか、今までも教育長のほうにもその話もしておったわけですが、いずれトータルなところでご判断をしていただければなというふうに思います。

それから、被災者生活支援ということで、今後の他の自治体の動きも見て、これからも検討していくということです。そのようにしてほしいのですが、いずれ被災者の方々に、一番台風の起きた状態で何が困ったかという、まずは仮住まいですよ。あと、水と電気です。仮住まいも、近くに親戚の方々がおられたから、そこのほうに泊まらせてもらっただけ

ども、やっぱり2日ぐらいが限度なんですって。そうすると、我が家の古いところの物置のところに住むとか、そういうこともありました。それから、仮設トイレなんです。流されて床上浸水ですから、トイレも何も使えないわけですね。ある被災者は自分で仮設トイレを設置したんです。そうしたら、ボランティアの方々が大量来て、周囲にトイレがないものから、その仮設のトイレを使うわけですよ。使うなど言うわけにいかないんですよ。

あとは、もう一件は瓦れきの撤去場所です。撤去場所をまず決めておかなければいけません。どういう分別方法をするかも、それも決めておかないと、今回は広いところが前の敷地にあったから、たまたまそこに置いたということですが、町長には、私、一般質問で受援計画をつくるべきだということで、町長は当面ちょっとその考えはないということですが、いずれ受援計画というのは、こういう細かいことなんです。地域の被災者がすぐ必要なものが何かと。あるいは役場で被災したときにどうするかということが、その受援計画で、岩手県も、もうつくっているのですから、そういうところの検討をこれからどういうふうにしていくのかお聞きいたします。

それから、COCですが、とりあえず300万というのは50万掛ける6社ということですが、それでは、これは、COCを継続していくためには、1年ごとの継続経費も審査が必要です。それから5年ごとの更新審査も必要です。これらについては幾らかかると考えていて、それで町が10分の10、100%を助成していくという考えなのかお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 議員おっしゃるとおり、毎年経費がかかっていくわけでございますけれども、当面5年間は10分の10ということで考えております。それ以降につきましては、それまでの取り組みの状況等を勘案しながら考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 私からは2項目めの受援計画の関係でお答えをいたします。

一般質問でもお答えをしておりますが、ご質問のような内容であれば、瓦れきの撤去場所等、あるいはさまざまな被災後の対応ということであれば、現在定めております地域防災計画の中で踏み込んで書き込めば足りるのではないかなというふうに捉えてございます。

議員がおっしゃる受援計画というものは、他の自治体等からの支援を受ける、あるいは人、ものの支援を受ける、あるいは災害ボランティアの受け入れ等について計画として取りまとめるものというふうに私のほうでは捉えておりますので、先ほどのようなご質問の内容につ

いては、現在の、先ほども言いました地域防災計画の中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 年次監査と更新審査の費用というご質問がございましたので、費用については、その取得審査、それと大きく変わらないというふうに聞いてございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、交通安全施設のゾーン30、あるいは車両進入については、ぜひ今後関係の教育委員会であるとか、交通安全協会、地元の方々、学校のほうの方々と相談して検討していただきたいというふうに思います。

いずれ、それから被災者の生活支援ということですが、住宅リフォーム資金、この間、災害の住宅応急給付金ということで57万6,000円、まず出たわけですが、いずれ住宅リフォーム資金は最高で150万というふうにはなっているのですが、これは実際に、例えば町内の方が使うとなれば、一般の方ですね、町内の施工業者で30万、それから町産材を使って20万ということで、まず50万ぐらいしか使えないんですよ。あと、そのほかに例えばUターンした方とか、子育て世代であるとかあればまた加算はなりますけれども、実際には50万の住宅リフォーム資金ですと、既に57万6,000円というふうな県からの応急住宅資金をいただければ、差額はなくなってしまいますので使えないんですね、住宅リフォーム資金は、実際にあったとしても。ですから、私はこういう災害があったときの特例として、住宅リフォーム資金は別個やっぱり使えるようにしないといけないと思います。実際に今リフォームをされている方々は200万以上かかっているかと思います。もうそれじゃきかないと思います。ですから、そういう実態を把握をしながら今後検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 住宅リフォームの部分につきましては、議員ご承知のとおり地域経済の活性化とかそういった部分、あと、従来までのUターンとかそういった部分を含めて今年度施行したものであります。

ご指摘の部分につきましては、住宅リフォームの補助金につきましては、あくまでも町長、一般質問でもお答え申し上げましたけれども、住宅リフォームの考えで要綱に合う部分ということで今回ご支援をさせていただいたということでありまして。被災者支援の部分については、また被災者支援の考え方から進めるべきではないかというふうに私は思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

2番、佐々木信一君。

○2番（佐々木信一君） 9ページ、総務費の中で仮設住宅の部分で今回払い下げがありました。その中で、町内のほうに何件ぐらい払い下げになったのか、また、町外には何件ぐらい行ったのか、そして、どういう団体とかNPOの人たちが持っていったのかとか、そういった、ちょっと話せるか話せないかわからないけれども、どういった方々が取得したのか。

もう一つは、遠いところはどこまで運ぶ予定なのかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 今回の払い下げは、火石団地13棟について行ったものでございまして、かなり反響が大きくて、町内から5件それから町外から71件の、76件の申し込みがございました。優先順位をつけさせていただきまして、まず町内で使用したいという方、それから2つ目として、東日本大震災で被災した方が住居として使いたいという方、それからそれ以外でやはり住居として使うという方というようなことで優先順位をつけさせていただきまして、最終的に町内は4人の方、個人は3人でありまして、1つは法人がございまして、それから、次に、被災された方が住まいとして使いたいという方が6人ございました。これは全く個人でございまして、大船渡の方3人、それから一関、釜石、気仙沼の方々がお一人ずつということでございまして、それから、そのほかの方で、11人で抽せんをしていただきまして、3人の方に払い下げる予定で、そのほかの方は高田が2名、大船渡1名というような方でございまして、一番遠くは八戸から申し込みがあった方もございまして、ほとんどは県内でございまして。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 7番、林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 1点だけ。町長に聞きたいんですが、下有住の仮設、もう5年9カ月、いつまで面倒見るのか。私、余り面倒を見過ぎても自立心がなくなってくるんじゃないかと、そういうふうに思いますが、その点、町長はどういうふうに思っているのかをお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 下有住の仮設につきましては、自立心がつくとかつかないというような問題もあろうかと思っておりますし、いきなりそういう話にもならないわけですが、最終的に火石と下有住の仮設を早く集約してしまっ、本町にまとめていきたいというような方向で進

んでいるところです。下有住地区については、なるべく早く学校の校庭を地域の人たちに戻してあげたいと思っています。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 私、どちらのほうから避難者が来ているんだかちょっと把握していませんが、もう公営住宅そのものも大体被災者の分というのは完成しつつあると思うんですよ。それで、議員仲間の高田、大船渡の議員さんも、できたならばなるべく早く戻るようにと声がけはしているんですが、そういうような面というのはないのかね。できないのならまだしようなない。できているんならば、もうそろそろ公営住宅のほうへ引き揚げてもらうとか、そういうようなことをある程度言うべきじゃないかと。そう思いますが、いかがですか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） それぞれの事情があってまだ越せないでいる、いわゆる敷地造成がまだ完成していないのでというので、それぞれの土地といいますか、引っ越ししていくところの土地というものは目標として決めているようではありますけれども、まだその造成ができていないというふうに向っているところです。

それから、こちらから積極的に早く出ていってくださいということは言えないと思っています。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） では、敷地造成を見ますと、逆に言えば、我々も一応はそういうような関係のお仕事のほうに携わっていますが、あと3年以上かかりますよ、正直言って。それで3年以上まだまだしますとか、そっちのほうで見るものなんだべか。私から言わせれば、もう公営住宅そのものができているんだから、一時はそこに行って、それで自分の敷地の土地の造成ができたなら、じゃそっちに移りますというのが、それが筋じゃないかと思うんだけれどもね。いかがなものだか、そここのところ。そう思いますが、町長。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） いろんな方法があるんだろうと思いますけれども、まず、とりあえず火石はそういうふうにして全部なくなってしまいましたので、次には中上の団地にいる方々を、場合によっては本町のほうに移っていただくということがあったとしても、いずれ中上については、なるべく早く返したいと思っています。

○議長（菊池 孝君） ほか。

[発言する人なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第6号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第6号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億12万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入をごらんください。

4款繰入金170万円の増は、水道施設整備基金繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出をごらんください。

1款簡易水道費170万円の増は、簡易水道施設修繕料150万円の増、下有住地区簡易水道施設災害復旧工事費76万6,000円の減、簡易水道事業特別会計にかかる消費税114万5,000円の増によるものが主なものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 簡易水道の災害復旧にかかわってお伺いいたしますが、坂本恵蘇地区の簡易水道事業につきましては、今まで町長のほうにもお願いをしまいたところですが、結論的から言えば、今回断念せざるを得ないというふうになったわけです。これ、町長のほうにもお尋ねしますが、私どもの代表者が尋ねましたときに、100%接続、100%使ってもらわなければいけませんということは何度も言われて帰ってきております。

そこで、建設課長、今の簡易水道の各4つあるわけですが、接続率というのは何%になっておりますか。それで、その改善は今後どのようにしていく考えなのかお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 接続率については、申しわけありません、資料がございませんので答弁いたしかねますが、給水件数につきましては4地区で平成27年3月末で1,632戸、28年の3月末で1,646ということで、若干ふえております。率については、申しわけありません。接続の部分につきましては、総合計画にもございますけれども、部門別計画で接続率を高めるという取り組みについてはしておるところであります。

具体的には、現在は勸奨という形では目立ってしてはいないんですけれども、その都度個別に、機会があった際には接続という話をさせていただいているというところであります。100%ということにはなっておりません。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 大体ですけれども、おおよそ90%前後かなというふうに私は捉えておったわけです。いずれ、これ、町長にもお尋ねしますが、坂本の方々は、今度簡易水道が公営の企業会計になると、そういうことでますます厳しくなっていくということもあって、町長の、100%接続、100%使用だということを重く真摯に受けとめたんです。その結果として、この事業そのものが、あと7年から10年かからないと。これからやっても終わりませんよというふうなこともあります。高齢の方々がおりますので、そこまでは待てないという事情もございました。いずれ、そういうようなこともありまして、断念をしたんですが、いずれそういう坂本恵蘇地区の皆さん方のほうの思いも含めて、今後の接続率の向上にぜひ立ち向かっていただきたいなというふうに思うんですが、町長のほうのお考えを聞いておきます。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 接続率100%というのはどこの地域でも申し上げているところですが、結果として、今、課長からどのぐらいの率かというのは報告はまだできなかったわけですが、結果、どこの地域も100%というのはございません。それぞれの事情があってももちろん100%にならないんですけれども、最初から100%でなくていいですよということで進めるというのも、同じ管を設置してそれぞれが負担している、そうすると最初から入りませんよと言う人の分が仮に1割、2割あったということになれば、残りの8割の人たちでそこにかかった経費も負担しなければならないということになりますと、やっぱり原則100%で進

めてほしいということで、常に申し上げているところであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 執行者の立場からすれば、多分そのようなことだろうと思います。それも理解はできます。

そこで、建設課長、私どもの坂本恵蘇のほうの簡易水道に、代替案として新たな水道施設の整備手法というのが提案されたわけです。これ、今まで大体最高限度30万、1戸当たりですね、ということだったんですが、大体かかった費用の7割程度までは大体助成があるというふうな新しい制度のことのようですので、今後残った地域というのは、同じような坂本恵蘇地区と同じ地域が多いですので、制度をつくってもやっぱり説明をしてあげないと、その地区の方々に、なかなかわからないんだと思うんです。これ、水は命を支える根源的なものですので、新しい制度の提案を、ぜひ来年度以降、きちっと各地区の代表者の方々にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 制度の周知という部分でのご提案でございました。

住田テレビ等ございますし、広報等ございます。そのように努めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） そのほかありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第7号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第7号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算による既定の歳入歳出予算の総額の変更はございません。

補正後の歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ、歳出補正予算事項別明細書2、歳出をごらんください。

1款下水道費であります。職員共済組合負担金9万3,000円の減、下水道事業減債基金積立金4万8,000円の増、下水道事業特別会計にかかる消費税3万7,000円の増によるものが主なものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

11番、阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 下水道事業のことではないんですが、関連するので伺います。

最後の処理場が岩澤橋の下にできているわけですが、15年に建設されましたが、その施設ができたことによりまして町から分収林で借りている100人組という団体があるんですが、もちろん前は赤線があったんですが、それが建設中に途切れてしまったと。今回、もう伐採の時期に来ているわけですが、前は町道が山際を通っていたので木が出せたんですが、その処理場ができたことによって寸断されてしまったという経緯があります。そうしますと、あ

とは民有地なのでなかなか搬出が難しいという経緯があります。その面の、赤線は残っているわけですので、そういう最後の、あとのケアが足りなかったのではないかなと思いますが、その辺はどのように考えておりますか伺います。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） お答えをいたしますが、今回の議案とはいささか内容が異なるご質問かと思いますが、そういったご質問のような話があるというのは、聞いてございました。林政サイドそれから赤線担当の私のほうで現地等を調査をして、対応をどうするかというような協議をこれから行おうということで、現段階では考えてございます。

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第8号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第8号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

保険事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億509万1,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金29万2,000円の増は、介護保険事業費補助金27万3,000円の増が主なものであります。

5款県支出金、2項県補助金1万円の増は、地域支援事業交付金の増によるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金31万2,000円の増は、その他一般会計繰入金30万2,000円の増が主なものであります。

次に、歳出について説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出をごらんください。

1款総務費、1項総務管理費57万5,000円の増は、介護保険事務処理システム改修委託料の増が主なものであります。

2款保険給付費、1項介護等給付費は、介護予防サービス給付費250万円の減と居宅介護住宅改修費100万円の増及び高額介護サービス給付費150万円の増であります。

4款基金積立金、1項基金積立金1万1,000円の減は、介護給付費準備基金積立金の減であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業5万円の増は、配食サービス業務委託料の増であります。

2項介護予防・生活支援サービス事業は介護予防・生活支援サービス事業委託料20万円の減と介護予防・生活支援サービス給付費20万円の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点であります。

7ページの5款地域支援事業で、配食サービス業務委託料5万円計上になっております。総合生活支援事業になりまして、介護度、支援1、2が保険給付から外れて、その関係で、これまでホームヘルパーによる食事の世話とか生活支援が支援1、2の方々もあったらと思います。今回の配食サービスの業務委託料が計上になったのが、そういう食事のお世話をするのが弁当の配布に変更になったのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 今回の補正は、単にお弁当の数でございます。要介護者の配食サービスの利用がふえつつありますので、そういった見込みを勘案しまして増額としたものであります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そうしますと、制度改正によつての支援のホームヘルプのサービスから配食ということではなくて、単純に弁当の注文が多いと。

そうしますと、現在、業務委託先はどのようになっているかお聞きします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 現在の業務委託先は町内のスーパーでございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 町内の業者ということですが、町内では学校給食センター等もあって、生徒数の利用減等もあるわけでありましたが、いずれ用途が違うこともありますけれども、総合的に介護の配食サービスも、給食センターも活用するというふうな総合的な取り組みを考えられないかどうか、その点お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 配食サービスにつきましては、町内のそういったお弁当供給の事業者さんを対象に今のところは考えておりました。そして、その対応してくれるというところがなかなかない状況でもあります。給食センターの活用という部分が可能かどうかということについては検討してまいりたいと思います。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、請願審査報告、請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願を議題とします。

産業経済常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長、瀧本正徳君。

[産業経済常任委員長 瀧本正徳君登壇]

○産業経済常任委員長（瀧本正徳君） 平成28年12月6日、第8回住田町議会定例会において、当産業経済常任委員会に付託された請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願について、審査の経過と結果をご報告いたします。

この請願については、平成28年12月7日、当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、大船渡市盛町字下館下7番地16、大船渡市農業協同組合、代表理事組合長、新沼湧一氏。

紹介議員は、佐々木春一議員、佐々木信一議員であります。

本請願が求めている内容は、農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書を国及び関係機関へ提出されたいというものであります。

各委員から述べられた主な意見としては、「農協改革については、進めるべきではあるものの、短期間でなく、時間をかけて慎重に行うべきである」との意見が出され、12月7日の当委員会で、採択すべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について、ご報告申し上げましたが、委員会の意図するところをご理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願は、委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第10、請願審査報告、請願第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告が提出されています。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、佐々木春一君。

[総務教民常任委員長 佐々木春一君登壇]

○総務教民常任委員長（佐々木春一君） 請願第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願。

審査報告。平成28年12月6日、第8回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、審査の経過と結果をご報告いたします。

この請願については、平成28年12月7日、当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、盛岡市本町通2-1-36、浅沼ビル、全日本年金者組合岩手県本部代表者、山田勝哉氏並びに大船渡市大船渡町字地ノ森37-19、全日本年金者組合大船渡支部代表者、古川泰男氏。

紹介議員は、泉田是重議員、菅野浩正議員であります。

本請願が求めている内容は、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を国及び関係機関へ提出されたいというものであります。

各委員から述べられた主な意見としては、「現在開催されている臨時国会でも年金制度が議論されているところでありますが、安心して生活できる年金制度の実現は必要である」との意見が出され、12月7日の当委員会で、採択にすべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について、ご報告申し上げましたが、委員会の意図するところをご理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願は、委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第11、発議第2号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 提出者の趣旨説明を求めます。

瀧本正徳君。

[3番 瀧本正徳君登壇]

○3番（瀧本正徳君） 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書について、発

議案の朗読をもって、趣旨説明といたします。

農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書。

J A岩手県グループでは、昨年11月に開催された第44回J A岩手県大会において、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「結びつき強化」を基本目標として、自己改革に取り組むことが決議された。J A単位組織では、～時代環境の変化に挑戦し「新たな芽」を育てよう～をスローガンに平成28年を初年度とする第5次中期3ヶ年計画を策定し、創造的自己改革の実践にまい進しているところである。

このような中、11月11日に政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループが、農業改革に関する提言を公表した「農協改革に関する意見」は、①J A全農の農産物委託販売を廃止し全量買い取り販売に転換する②信用事業を営むJ Aを3年後に半減するなど、一方的な内容となっている。

これは、組合員が組織し、運営するJ Aの事業・組織の在り方への過剰な介入と言わざるを得ず、全農経済事業やJ A信用事業の機能と役割を無視した不当な内容であり、組織の弱体化を狙った暴論と言わざるを得ない。

また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」では、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止など、需給調整の混乱を招く恐れがある内容となっており、生産現場は不安と憤りを抱えている。

については、政府が現在進めようとしている農協改革・指定生乳生産者団体制度の見直しは認められない。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1 農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、組合員のための協同組合として自主性を損なうことがないように、不当な介入は行わないこと。

2 指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日、岩手県住田町議会議長、菊池孝。

意見書を提出する機関は、衆議院議長、大島理森様ほか関係機関であります。

以上、ご提案申し上げますので、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第12、発議第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 提出者の趣旨説明を求めます。

佐々木春一君。

[5番 佐々木春一君登壇]

○5番（佐々木春一君） 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について、

発議案の朗読をもって、趣旨説明といたします。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書。

厚生労働省は2013年からの4年間で、「特例水準の解消」の名による2.5%削減、マクロ経済スライドの発動による0.9%削減などで年金水準は3.4%目減りさせた。

その上、「少子化」と「平均寿命」の伸びを理由に、マクロ経済スライドを使ってこの先30年間も目減りさせ、さらにデフレ経済下でも適用できるように支給抑制を強化する「年金制度改革法案」を2016年11月29日衆議院本会議で可決した。

同法案は①物価が上がっても賃金が下がれば賃金に合わせて削減②物価変動が小さくて年金抑制の「マクロ経済スライド」の調整率が完全実施できなかった場合、翌年度以降に繰り越す「キャリアオーバー制度」を導入することが盛り込まれ、際限のない年金削減を押し付ける内容である。

年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税や医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、高齢者の暮らしは行き詰まり、いまでも深刻な格差と貧困をさらに広げかねない。

年金削減によって高齢者の暮らしが苦境に立つことは、現役世代の暮らしも不安定にする。親の医療や介護の費用が年金でまかなえなければ不足分は子どもや孫の出費増につながる。高齢者の購買力が落ちて、消費が減ることは経済を冷え込ませ、現役世代の賃金や雇用にもマイナスである。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。

- 1 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 2 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 3 年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。
- 4 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日、岩手県住田町議会議長、菊池孝。

意見書を提出する機関は、衆議院議長、大島理森様ほか関係機関であります。

以上、ご提案を申し上げますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書は、
原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第13、発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求め
る意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 提出者の趣旨説明を求めます。

村上薫君。

[6番 村上 薫君登壇]

○6番（村上 薫君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、発議
案の朗読をもって、趣旨説明といたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責務が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日、岩手県住田町議会議員長、菊池孝。

意見書を提出する機関は、衆議院議長、大島理森様ほか関係機関であります。

以上、ご提案を申し上げますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎町長の発言

○議長（菊池 孝君） ここで、町長より発言を求められております。

これを許可します。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 特別に発言の機会をいただき、ありがとうございます。

まずもって、本12月定例議会、大変ご苦労さんでございました。

議長のお許しをいただき、特別に発言を求めましたのは、けさの新聞報道等でも一部出ておりましたけれども、私は本任期でもって町長の職を辞することといたしました。理由は私自身の健康状態であります。残されました期間については、全力で町政運営に努めてまいりたいと思いますので、なお一層のご支援をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第8回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時01分